

事故等災害対策編

第1部 共通する予防・応急・復旧計画

- 第1章 共通する災害予防計画
- 第2章 共通する災害応急対策計画
- 第3章 共通する災害復旧・復興計画

《 基本方針 》

この計画は、原子力災害、放射性物質事故を含む事故等災害に対して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として市が実施すべき施策を規定する。

事故等災害対策編に定められていない事項については、風水害等対策編、地震災害対策編の「第2部 災害予防計画」、「第3部 災害応急対策計画」、「第4部 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第1章 共通する災害予防計画

【風水害等対策編 第1部 災害予防計画】を参照

第2章 共通する災害応急対策計画

【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画】を参照

第3章 共通する災害復旧計画

【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】を参照

第2部 各種重大事故対策

第1章 重大事故対策

第2章 原子力災害対策

第1章 重大事故対策

第1節 突発性重大事故対策

第2節 放射性物質事故対策

第1節 突発性重大事故対策

(土木対策班・農林耕地対策班・消防班)

本節は、突発的に発生する道路災害、鉄道災害、航空機災害、大規模な火災、林野火災、危険物等災害、その他の災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

各災害は次の災害を対象とする。

1. 道路災害

自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等が発生する災害。

2. 鉄道災害

列車の衝突や脱線、自然災害による鉄軌道構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害。

3. 航空機災害

本市の区域には空港はないが、航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や地域住民の多数の死傷者等の発生といった航空災害。

4. 大規模な火災対策

木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災。

5. 林野火災

火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災。

6. 危険物等災害

危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害。

7. その他の災害

1.～6.以外の、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等。

第1項 市及び消防本部の処理すべき事務又は業務

1. 市

- 1) 情報の収集・連絡体制の強化
- 2) 初動体制の充実
- 3) 災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- 4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- 5) 活動体制等の確立
- 6) 医療救護活動の実施及び調整
- 7) 広報活動の実施
- 8) 鉄道災害に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
 - イ. 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策）
- 9) 大規模な火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 火災に強いまちづくりの推進
 - イ. 防災空間の整備
 - ウ. 出火予防対策の推進
 - エ. 延焼予防対策の推進
- 10) 林野火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 防火思想の普及
 - イ. 監視体制の強化
 - ウ. 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
 - エ. 消防体制の整備

2. 消防本部

- 1) 情報の収集・連絡体制の強化
- 2) 初動体制の充実
- 3) 防災無線の習熟
- 4) 災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- 5) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- 6) 活動体制等の確立
- 7) 救助・救急活動の実施
- 8) 消防活動の実施
- 9) 危険物等の防除等
- 10) 広報活動の実施
- 11) 大規模な火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 出火予防対策の推進
 - イ. 延焼予防対策の推進
- 12) 林野火災に係る処理すべき事務又は業務
 - ア. 防火思想の普及
 - イ. 監視体制の強化
 - ウ. 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
 - エ. 消防体制の整備
- 13) 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務

- ア. 危険物保安予防対策の推進
- イ. 火薬類保安対策の推進
- ウ. 危険物等の輸送保安対策の推進

第2項 突発性事故災害予防対策

1. 災害に強いまちづくり

1) 道路災害

道路の拡充整備、交通安全施設の充実等の道路災害対策、道路交通の安全のための情報の充実、道路施設等の整備等を図る。

2) 鉄道災害

ア. 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び特別警報、警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

イ. 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

a. 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るとともに、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

b. 県、市、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

ウ. 鉄軌道車両災害防止対策（九州旅客鉄道㈱）

鉄軌道事業者は、鉄軌道車両の災害を防止するための防災設備を設置するとともに、車両防災管理者による整備状況の把握、定期的な動力試験の実施、動力車乗務員対象の訓練の定期的実施等による防災管理を進める。

3) 大規模な火災

ア. 災害に強いまちの形成

県及び市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

イ. 火災に対する建築物の安全化

a. 県、市、消防本部、事業者等は、高層建築物等について、消防用設備の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を図るものとする。

b. 県、市、消防本部、事業者等は、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理体制の強化に努めるものとする。

c. 県及び市は、特殊建築物の防火、避難対策に重点をおいて、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。また、消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

4) 林野火災

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進、警報発令等林野火災発生のおそれがあるの県及び市による監視パトロール等の強化、消防機関の警戒体制の強化、特別警報、注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握と気象状況の変化に対応した予防対策等を行い、林野火災に強いまちづくりを図る。

5) 危険物等災害

危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県および市は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

市は、県や関係機関と協力し、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等に必要な措置を講ずるものとする。

2. 災害に強い人づくり

防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発、要配慮者対策等により、災害に強い人づくりを図る。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者及び、市、関係機関は、防災情報の収集・連絡体制の強化、応援協力体制の整備、救助・救急及び医療（助産）救護体制の整備、消防力の強化等の迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置を実施する。

第3項 突発性事故災害応急対策

1. 災害情報の収集伝達

1) 道路管理者、鉄軌道事業者のとりべき措置

道路管理者、鉄軌道事業者は、災害が発生した場合、速やかに、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2) 県及び県警察本部のとりべき措置

- ア. 県は、災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、関係機関に伝達するとともに、災害情報・被害情報の収集・伝達について必要な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- イ. 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たるものとする。
- ウ. 必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- エ. 高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、又は爆発のおそれがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、速やかに関係先へ通報する。

3) 市及び防災関係機関のとりべき措置

- ア. 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- イ. 市及び消防本部から県への災害の緊急連絡を行うものとする。

2. 活動体制の確立

1) 道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者等の活動体制

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、道路災害については、被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

航空機事故が発生し、必要な場合、大分空港事務所内に事故応急対策本部を組織し、迅速・的確に対応する。

2) 県の活動体制

県は、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たり、状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行する。

さらに、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、災害対策本部を設置し、国、市、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

県は、航空機災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

3) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

4) 災害広報

県、市、防災関係機関等は、相互に協力して、災害の状況、安否情報、復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3. 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

1) 捜索、救助・救急及び医療救護活動

ア. 市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

イ. 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ウ. 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、積極的な救出救助活動を行うものとする。

エ. 鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。

2) 消防活動

- ア. 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- イ. 県は、市長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする
- ウ. 鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するとともに、消防に関する措置を実施するものとする。

4. 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

5. 交通施設対策

1) 防護対策

- ア. 市は、相互に連携、協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、直ちに次の事項を大分土木事務所長または所轄管理者に報告する。
 - a. 被害の発生した日時及び場所
 - b. 被害の内容及び程度
 - c. 迂回路の有無
- イ. 市は、自動車の運転者及び地区住民等により道路の破損等の災害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう常時啓発に努める。
- ウ. 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。

- エ. 道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- オ. 上水道、電気、ガス、通信等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等、必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。

カ. 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事を迅速に実施する。

キ. 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- a. 排土作業または盛土作業
 - b. 仮舗装作業
 - c. 障害物の除去
 - d. 仮道、仮橋等の設置
- ### ク. 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

2) 鉄道施設対策

ア. 九州旅客鉄道株式会社（JR 駅）

災害発生時における列車の運転規則、応急処理、復旧、救護等については、「運転取扱心得」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理基準」等に基づき対処することとしている。

イ. 市の協力体制

市は、鉄道事業者のとする応急対策に対し、激甚な被害または緊急を要する際に、人員、資機材等が不足する場合は、必要に応じその協力体制を整える。

6. 林野火災対策

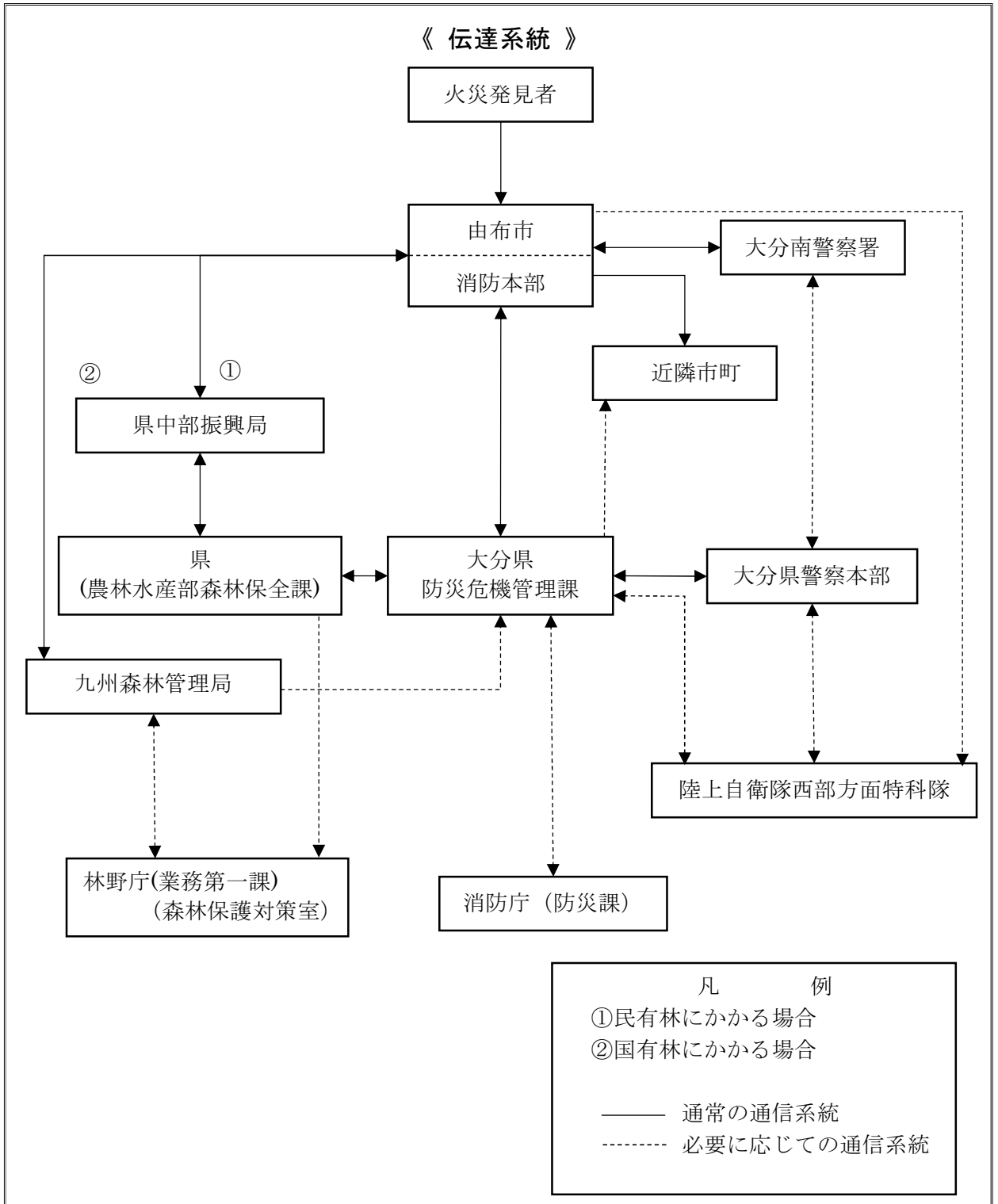
1) 火災通報等

ア. 市

- a. 火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町、警察署等）に通報を行う。
- b. 地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- c. 火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（防災危機管理課）に即報を行う。
 - ・焼失面積 10ha 以上と推定されるもの
 - ・空中消火を要請したもの
 - ・住家等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高いもの

イ. 火災通報等

火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



2) 消火活動体制

火災を覚知した場合は、関係機関と連携協力して防ぎよにあたるるとともに、状況把握を的確に行い、近隣市町等への応援出動要請の準備を行う。

ア. 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

a. 応援協定に基づく周辺市町等の応援隊の出動要請

- b. 自衛隊出動要請の検討
- c. 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- d. 警戒区域の指定
- イ. 空中消火体制の準備
 - 消防関係等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（防災危機管理課）への通報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。
 - a. 県航空隊への出動要請準備
 - b. 自衛隊出動要請のための準備
 - c. 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備
- ウ. 空中消火体制
 - 自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。
 - a. 陸空通信隊の編成
 - b. 林野火災用防災地図の作成
 - c. 空中消火補給基地の設定
 - d. ヘリポート等の設定
 - e. 空中消火用資機材等の点検・搬入
- エ. 林野火災対策資料の作成
 - 関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策を樹立する。
 - 市は、焼損面積 10ha 以上または人身事故を伴ったもの、住家等施設焼失を伴ったもの等（通報の場合と区分）の火災の場合は、「昭和 55 年 3 月 11 日付消防地第 81 号」に定める林野火災調査資料を作成し速やかに県に報告を行う。

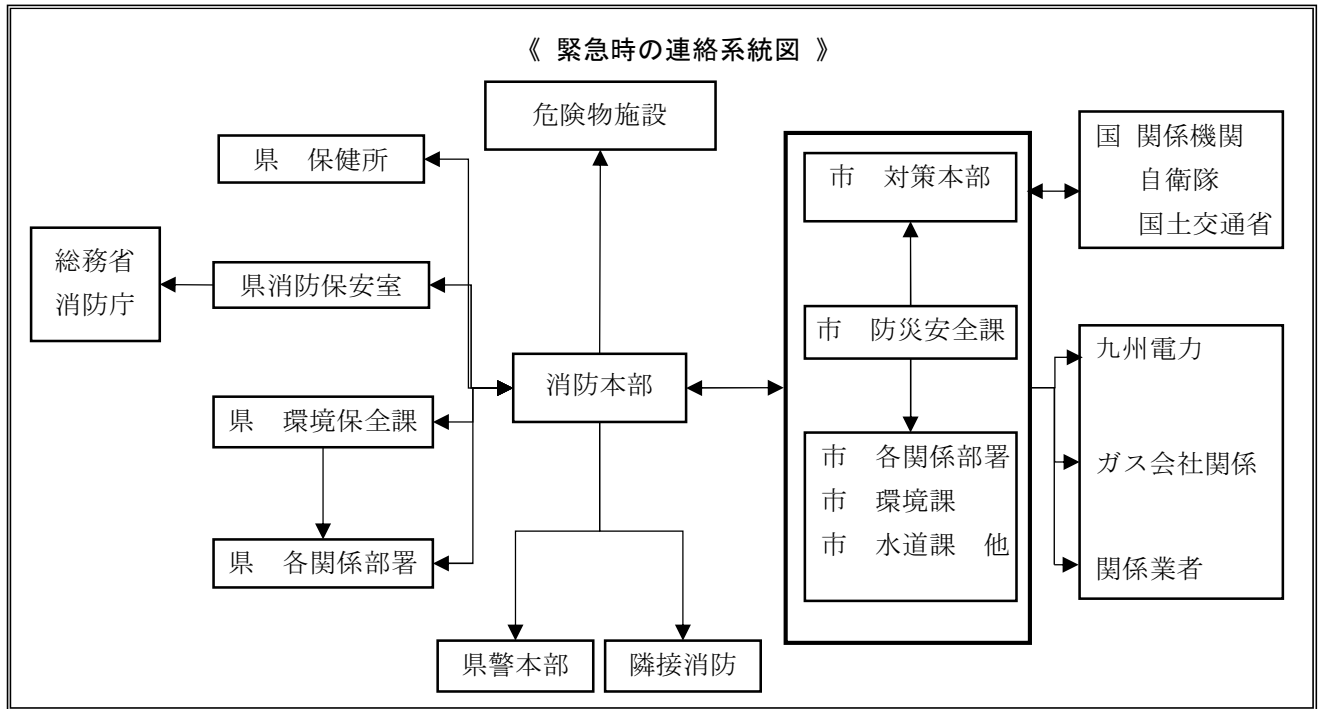
7. 危険物の流出に対する応急対策

危険物による災害等の事故により大量の油の流出や火災は、その性質上、大災害に発展する危険性が高く、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1) 危険物災害応急対策

- ア. 消防本部
 - a. 施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ・災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ・危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
 - ・災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動の確立
 - b. 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- イ. 応急処置の方法
 - a. 管理者の応急措置の基本
 - ・関係機関（市・警察・消防機関）への通報
 - ・初期消火等の応急処置
 - ・施設内及び近辺の市民の避難誘導
（事前に各施設ごとの応急対策計画の立案）

ウ. 緊急時の連絡系統図



エ. 危険物保安対策

a. 製造所等の設置者等に対する指導

災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう消防本部へ要請する。

- ・ 危険物の漏洩並びに放置の防止
- ・ 製造所等の施設の維持管理
- ・ 消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- ・ 所内の通報、連絡体制の確立
- ・ 危険物設置者の危険物従事者への安全教育の徹底
- ・ 危険物の流出及び拡散の防止
- ・ 流出した危険物の除去、その他災害発生防止のための応急措置

b 石油類及び毒劇物等化学薬品

- ・ 危険物施設等の所有者、管理者、占有者の措置

発火源の除去、石油類の安全な場所への移動、油等の流出防止、自衛消防隊その他の職員による安全措置を講ずると共に火災が発生したときは、直ちに消防機関及び警察に通報し初期消火する。

また、必要があるときは、付近住宅に避難するよう警告を行う。

- ・ 市の措置

市は、施設の所有者及び市民から火災及び火災の恐れの情報を受けたときは、石油類等施設の所有者、管理者、占有者に対して危害防止のための措置を指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、市民の立ち入り制限、退去の命令及び避難誘導を実施する。

c. 事故現場における措置

警察、消防署等関係者に必要な措置及び助言をえて、次の緊急措置を講ずる。

- ・ 事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させる（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点

をおく)。

- ・輸送車の容器弁またはバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性が小さいときは、応急的な漏えい防止措置を講ずる。
- ・交通の制限は風下ほど広範囲に実施する。
- ・付近の住民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の住民をすみやかに誘導する。
- ・避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導する。
- ・ガスの検知
側溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無については点検を行う。

2) 高圧ガス災害応急対策

ア. 消防本部、消防団

高圧ガスによる災害の発生、またはその恐れがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

a. 高圧ガス

- ・高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

作業の中止、設備ガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等法令に定める安全措置を講じ、直ちに消防機関及び警察に通報すると共に必要があると認めるときは付近の市民に避難するよう警告を行う。

- ・市の措置

高圧ガスの所有者、占有者及び市民から火災及び爆発の恐れのお知らせを受けたときは、直ちに現場に出動し警察に協力を依頼し、危険区域の措置を講ずると共に必要があると認められるときは、付近住民の立ち退き及び避難を命令する。

また、施設の所有者、占有者に対し危険防止に必要な措置を指示し、または災害の防御活動、被災者の救出、救護等必要な措置を講ずる。

b. 大分県高圧ガス防災体制

- ・目的

この体制は高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。

- ・構成

大分県工業保安課及び各商工会議所

大分県防災危機管理課

大分県警察本部生活安全部生活環境課及び各警察署

各市町村消防機関（消防第1部）

社団法人大分県高圧ガス保安協会

社団法人大分県LPガス協会

大分県冷凍設備保安協会

大分県LPガススタンド協会

九州地区高圧ガス防災協議会大分県支部

- ・応援体制

高圧ガス関係保安団体は関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、災害現場に派遣する。

・身分証明

高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会大分県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員または消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。

・連絡会議

本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。

・事故措置

事故発生に際しては別途「高圧ガス事故措置要綱」による。

c. 事故発生時の措置

・防災指定事業所

高圧輸送車の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し、万一事故が発生した場合、当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する。（専門技術者）

・通報及び技術者派遣高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、または爆発の恐れがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、「事故発生時の通報系統」によってすみやかに関係先へ通報し、通報を受けたものは事故現場への技術者派遣等の危害防止上必要な措置を行う。

d. 大分県高圧ガス防災体制本部機構

・本部は別に定める事故（A級・B級）の発生状況に応じ設置する。

・本部は、原則として工業保安課に置き、必要に応じ各商工事務所または事故現場に現対策本部を設置する。

・本部に防災班及び総務班を置く。

・防災班は事故現場における防災活動等の実務にあたる。

・総務班は総括業務、広報、渉外、通信連絡等防災班に属さない業務にあたる。

・本部長は、商工部長とし、副本部長を工業保安課長、防災危機管理課長、県警察本部保安課長とする。

総務班長は、工業保安課課長補佐、防災班長は高圧ガス電気係長とし、現地対策本部長は工業保安課課長技術補佐をもってこれにあてる。

・現地対策本部の機構は、本部機構に準じ、災害の規模に応じて編成し、現地対策本部の活動に際しては関係機関の協力を求める。

・事故発生の連絡通報体制は、下図のとおりとする。

3) 火薬類災害応急対策

ア. 消防本部、消防団

火薬類による災害発生、または、その恐れがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

a. 火薬庫または火薬類の所有者、占有者の措置

火薬類の安全地域への移送または水中への沈下、火薬庫入り口の密閉等法令に定める安全措置を講じると共に必要があるときは、付近の住民へ避難するよう警告を行う。

b. 市の措置

市は、火薬類の所有者及び市民等から爆発または火災の恐れのある通報を受けたときは直ちに現地に出動し、警察に協力を依頼し、危険区域を設定する等の措置を講ずると共に必要があると認めるときは、付近住民の立ち退き及び避難を命令する。

4) 毒物劇物災害応急対策

ア. 流出油対策

大量の石油類が河川等に流出し、火災の危険性、汚濁等により地域住民の生活及び財産に被害を及ぼす災害が発生した場合における流出油防除活動及び災害拡大防止活動等の応急措置について定める。

a. 市長の指示

- ・発見者及び原因者から通報を受けたときは、直ちに関係機関へ連絡及び応援を求め、原因者に対する油類の防除資材の放出による防除、撤去作業を実施する。
- ・被害の及ぶ恐れのある市民等に対して、被害状況の周知を図ると共に必要によっては、警戒区域を設定し、火気使用等の禁止、巡視等の措置を講じ、または一般市民の立入制限、退去等を命ずる。
- ・広域にわたる被害が予想される場合は、「流出油事故防除計画」に基づき関係市町村の対応について通報体制を確立し、早期に災害防除を推進するために市域に係る防油体制に必要な措置を講ずる。

イ. 消防本部、消防団

火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。

8. 避難誘導

鉄軌道事業者は、旅客及び公衆等の避難・誘導を行うものとする。

市は、大規模な火災、林野火災、危険物災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示（緊急）等の必要な措置を講ずるものとする。

また、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業員等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第1章 重大事故対策

第1節 突発性重大事故対策

第2節 放射性物質事故対策

9. 二次災害の防止

1) 林野火災

市は、国及び県と協力し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努め、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

2) 危険物等災害

- ア. 事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。
- イ. 市及び消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への担当者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

第4項 突発性事故災害復旧

1. 災害復旧の方針

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、県、市及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

また、林野火災、危険物等災害、その他の災害において、復旧対策は、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】の定めによるものとする。

2. 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】の定めによるものとする。

林野火災について、市は、必要に応じ国及び県と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第2節 放射性物質事故対策

(防災安全課、消防本部)

放射性物質等に関する所掌事務は国であり、本市は規制に関しての法的権限を有していないが、市内では医療機関等で放射性物質を取り扱っており、万一の事故の場合、その影響の甚大性を鑑み、放射性物質事故に関する対策について定める。

第1項 市及び消防本部の処理すべき事務又は業務

1. 市

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・医療救護活動の実施及び調整
- ・広報活動の実施

2. 消防本部、消防団

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・防災無線の習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・救助・救急活動の実施
- ・消火活動の実施
- ・広報活動の実施

第2項 事故の想定

本計画で対象とする放射性物質事故は、市内において多数の被ばく者もしくは避難者が発生又は発生するおそれが生じた場合や、災害応急対策が避難生活を大規模化・長期化させるなど、社会的影響が大きいと判断される次のような事故を想定する。

- ・放射性物質等を取り扱う医療機関等における放射性物質等の漏洩、火災等
- ・市内輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等

第3項 放射性物質事故予防

1. 放射性物質の安全性の確保

1) 放射性物質取扱事業者の責務

放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定や監視体制の強化及び従業員等の教育、訓練等の充実に努めるものとする。

2) 通報連絡体制の整備

放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行なうため、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

3) 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行なうため、放射性物質扱い施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

4) 避難訓練の実施

市は、放射性物質事故を想定し、県、市、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

5) 防災知識の普及・啓発

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

市は、防災ラジオ、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

2) 応援協力体制の整備

事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

市は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3) 救助・救急及び医療救護

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

また、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

また、事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

4) 消防力の強化

事業者は、放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化をしておくものとする。

市は、消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行なうものとする。

第4項 放射性物質事故応急対策

1. 災害情報の収集伝達

1) 放射性降下物に対する一般的な周知

放射性降下物は、空気中に浮遊して、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与えること、それに対する対策の周知を図る。

2) 事業者のとりべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

3) 県及び県警察本部のとりべき措置

- ア. 県は、放射性物質事故災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、災害情報・被害情報の収集・伝達について必要な措置を講ずるものとする。
- イ. 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- ウ. 県は、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行なうなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。
- エ. 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

4) 市及び防災関係機関のとりべき措置

- ア. 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- イ. 市及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡を行うものとする。
- ウ. 測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）又は警察機関に通報するものとする。
- エ. 大分地方気象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

2. 活動体制の確立

1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3) 広域的な応援体制

市長は、災害の状況により必要があると認めるときは、【風水害等対策編 第2部 第2章 第8節 自衛隊災害派遣要請計画】により、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

3. 災害広報

市は、県、防災関係機関および事業者と、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4. 災害の拡大防止

- 1) 事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。
- 2) 県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

5. 捜索、救助・救急、医療救護および消火活動

1) 捜索、救助・救急、医療救護活動

- ア. 市は、市地域防災の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。
- イ. 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

2) 消火活動

- ア. 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。
- イ. 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を必要とするときは県に要請するものとする。

6. 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

7. 避難誘導

市は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告または指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第5項 放射性物質事故復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画】の定めによるものとする。

第2章 原子力災害対策

- 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 災害想定
- 第3節 原子力発電所事故事前対策
- 第4節 原子力発電所事故応急対策
- 第5節 原子力災害中長期対策

この章は、近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、市民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本章は、本市における原子力防災の基本的事項を定めるものであり、市は、県が平成26年3月に策定し、平成29年8月に改定となった「大分県原子力災害対策実施要領」に基づき実施要領を別途作成し、具体的な対策を推進していくものとする。大分県原子力災害対策実施要領のうち、市の対応に関連する項目について、参考資料編 資料 事各-2-2-1「大分県原子力災害対策実施要領（抜粋）」示す。

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

1. 市

1) 由布市

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・防災行政無線の習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・警戒区域の設定
- ・屋内退避・一時移転体制の構築
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、対表面スクリーニング、健康相談等）の実施及び調整
- ・広報活動の実施
- ・住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ・ヘリコプター受援体制の充実強化

2) 消防本部、消防団

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・防災行政無線の習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・救助・救急活動の実施
- ・広報活動の実施

2. 県

1) 大分県

- ・放射性物質監視体制の整備
- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実

- ・ヘリコプター受援体制の充実強化
- ・大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ・情報の収集・連絡
- ・活動体制等の確立
- ・屋内退避・一時移転体制の構築
- ・緊急輸送活動の支援及び調整
- ・救助・救急活動に係る応援要請等
- ・医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、体表面スクリーニング、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等
- ・県外避難者の受入体制の構築
- ・食品検査体制の整備
- ・広報活動の実施

2) 警察本部（公安委員会）

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・初動体制の充実
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・情報の収集・連絡、避難誘導等
- ・活動体制等の確立
- ・災害の拡大防止活動の実施
- ・緊急輸送のための交通の確保
- ・交通規制措置の実施
- ・救助活動の実施
- ・犯罪予防等社会秩序の維持
- ・広報活動の実施

3. 指定地方行政機関

1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- ・救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ・海上における救助・救急活動の支援
- ・緊急時、海上モニタリングの支援

2) 大分地方気象台

- ・気象情報の収集・分析、提供
- ・広報活動の実施

4. 自衛隊

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・部隊の災害派遣

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

1) 日本赤十字社（大分県支部）

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・救護班の派遣命令等
- ・救援物資の配布等
- ・関係団体への啓発

2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会

- ・情報の収集・連絡体制の強化
- ・放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ・医療救護活動(スクリーニング検査含む)実施への協力
- ・医療従事者への啓発

第2節 災害想定

本節の原子力災害対策の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

※プルームとは、飛散した微細な放射性物質が大気に乗って煙のように流れていく現象

1. 本県周辺地域に立地する原子力発電所

発電所名	伊方原子力発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	約 45 k m		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	廃炉	定期検査中	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	廃炉	定期検査中	定期検査中	定期検査中

第2章 原子力災害対策

第2節 災害想定

第3節 原子力発電所事故事前対策

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市	
距離	約 155 k m	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11
備考	運転中	運転中

2. 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね30kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。

また、UPZ外においてプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）が示されている。

大分県においては東京電力福島第一原子力発電所事故を鑑み、同規模の事故を想定し、平成25年4月に大分県地域防災計画に原子力災害対策を盛り込んだ。本市においては、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、大分県地域防災計画の趣旨を踏まえて、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、必要な対策を検討していくものとする。

3. 広域避難者受入れ

本市についてはPPAに含まれる場合の被害を想定するとともに、伊方原子力発電所の事故に伴う愛媛県からの広域避難者受入れについて想定するものとする。

市の受け入れは、「大分県原子力災害対策実施要領」の「愛媛県からの避難者受入れ」の想定にもとづくものとする。受入れ先については、参考資料編 資料 事各-2-2-1 「大分県原子力災害対策実施要領（抜粋）」に示す。

●参考資料編 様式 事各-2-2-1 「大分県原子力災害対策実施要領（抜粋）」

第3節 原子力発電所事故事前対策

本節については、【風水害等対策編 第1部 災害予防計画】に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「原子力災害時の情報伝達・広報活動」を参考にして、関係機関と連携し、情報収集を行う。

1. 原子力災害発生時における関係機関との連携

市は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、日頃から県、警察、消防等の防災関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、情報共有するため情報連絡体制の充

実を図るものとする。

また、情報の収集と連絡に関する要領（情報の内容とその手段等）を定め、防災関係機関等に周知するものとする。

2. 事前情報の分析・整理

市は、防災関係機関と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

第2項 モニタリング体制の整備

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。県は、放射性物質の県内への影響を評価するため、あらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施することとなっており、市はその実施に協力するものとする。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974）
- ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市大字鶴望 2851-1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番）

また、今後示される原子力災害対策指針の検討結果と隣接県の設置状況を踏まえて、配置状況を含め、その整備のあり方等を検討していく。

第3項 住民の屋内退避・避難体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にして、住民の屋内退避・避難体制の整備に努める。

1. 屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。

2. 避難所等の確保・整備

市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。

県は、市町村に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

3. 住民等への情報伝達・周知体制

- 1)市は、ホームページや報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ等の広報媒体の活用による住民への広報体制の整備を行う。

2)市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

第4項 医療及び健康相談体制の整備

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期被ばく医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

1. 市は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得てスクリーニングの実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。
2. 市は、国から示される原子力災害対策のあり方等に基づき、県や関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。

また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。

○平成29年5月現在の安定ヨウ素剤及び資材の備蓄状況は、次のとおり。

丸 剤：20,000丸（大人：10,000人分）

粉末剤：25g（小児用）20本

液剤調製用資機材：以下の資材を15セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ（滅菌済）スクエアパック	各Mサイズ50双	1箱
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50枚	1箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100枚	1箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg 感度	1台
電池	単3乾電池	単3	12本
アズワン	薬包紙 純白模様（中） 105×105	1,000枚	1個
村中	薬匙（大中小3つ組）	1セット	1組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50ml	1個
メスシリンダー	EMユーロPMPメスシリンダー	250ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	2,000ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	500ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	100ml	2個
漏斗	ポリロート	120ml	1個
シール	トクラベル 小判 赤	315枚	1箱
分注器	連続式自動分注器		1台
ビーカー	TPXビーカー	100ml	1個
薬杯	薬杯1号 10cc	100個	4袋
スポイト	スポイト	100本	2箱
	保管・運搬用バッグ		

○平成29年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。

公益社団法人 大分県薬剤師会（大分市豊饒441-1）

第5項 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発

市は県の助言等を受け、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施する。

- 1) 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。
- 2) 原子力災害とその特性に関すること。
- 3) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

- 4)放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5)緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- 6)屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。
- 7)その他原子力防災に関すること。

第4節 原子力発電所事故応急対策

本節については、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画】に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

第1項 情報の収集・連絡活動

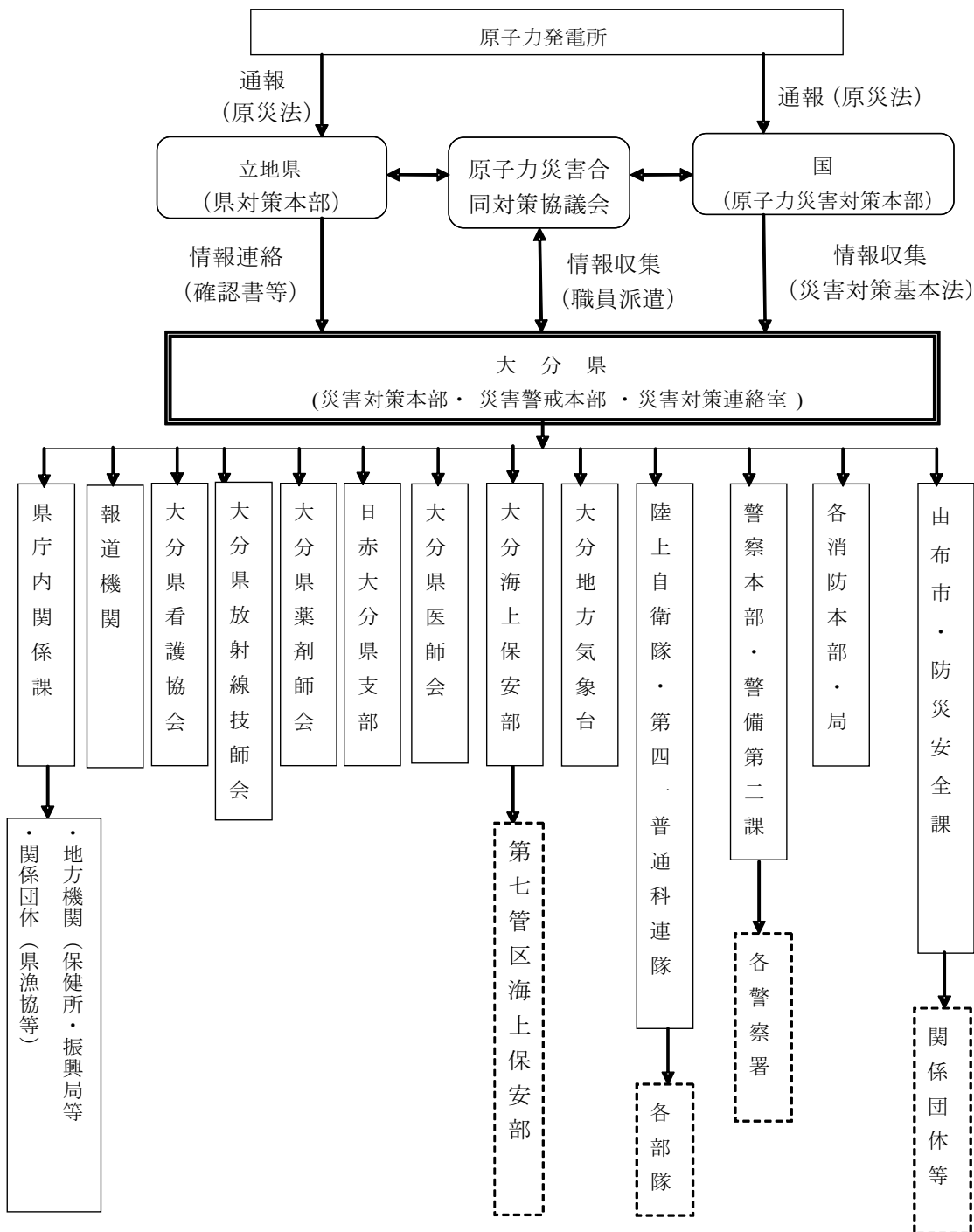
1. 緊急事態通報後の情報の収集、連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地県において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材の漏えい ・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失(5分以上) ・原子炉冷却機能の喪失等
全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が$5\mu\text{Sv/h}$が10分以上継続等

県は、立地県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、次図の通報連絡系統により、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行うようになっている。

■情報連絡系統



第2項 住民等への情報伝達

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「住民等への情報伝達・広報活動」を参考にして、住民等への情報伝達に努める。

1. 住民等への情報伝達活動

市は、放射性物質の影響が五感に感じられないと言う原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

1) 情報伝達等に当たっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

2) 公表内容や時期については、県と連絡を密にし、協議のうえ他市の防災関係機関と相互に連携を図り実施する。

2. 情報伝達の内容

1) 事故、災害等の概況

2) 災害応急対策の状況（県及び市が講じている施策の状況、モニタリングの結果、SPEED Iネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）

3) 災害対策本部等の設置

4) 災害応急対策において住民が実施すべき事項

5) 不安解消のための住民への呼びかけ

6) 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

3. 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達に当たっては、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第4節3】のとおりとする。

4. 住民問い合わせ窓口の設置

市は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が由布市に及んだ場合、または、そのおそれのある場合は、健康相談を含む住民相談窓口または総合相談窓口を設置する。

第3項 活動体制の確立

1. 災害対策本部等の設置

市は、下表の設置基準により、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

2. 市災害対策本部の設置

大分県災害対策本部が設置されたときには、風水害等対策編及び地震災害対策編に準じて、由布市災害対策本部を設置する。

体制区分	設置基準	体制の概要
災害警戒準備室体制	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡室設置 ・情報収集及び応急対策の準備を行う体制
災害対策警戒本部体制	①近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 (施設内敷地緊急事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置 ・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制
災害対策本部体制	③近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ④その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制

3. 市の活動体制

市は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

第4項 緊急時環境モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ（概ね30km）圏域内において、緊急時環境モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施する。また市町村はその実施に協力するものとする。

第5項 屋内退避等の防護活動

市は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にするものとする。

1. 屋内退避・一時移転の要請

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、屋内退避のための注意喚起を行う。

2. 屋内退避、避難勧告及び指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退

避、若しくは一時移転のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

3. 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 μ Sv/h	地上 1m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し住民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
20 μ Sv/h	地上 1m での空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

4. 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

5. 避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

6. 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

7. 立地県等からの避難者の受入れ

市は、避難者の受入れの要請があった場合、大分県と連携して速やかに受入れ体制を確保するものとする。

第6項 健康相談及び医療救護活動の実施

市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

1. 健康相談及び医療救護活動

市は、県や国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

(除染を講じるための基準)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づき避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
	β線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

2. 総合相談窓口の設置

市は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

3. 安定ヨウ素剤の予防服用

1) 安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の服用についての具体的な指示は、大分県地域防災計画に定める「安定ヨウ素剤の服用」に基づき、県と協力して行うものとする。

2) 安定ヨウ素剤の服用

ア. 服用者

原則として服用不適格者、慎重投与対象者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

イ. 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

ウ. 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg		2ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3ml
13歳以上	100mg	2丸	6ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

第5節 原子力災害中長期対策

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1. 環境放射線モニタリングの実施

市は県及び関係機関が継続的に行う環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査に協力する。

2. 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び国と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

3. 健康相談体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、住民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。